

第3回智頭町議会定例会会議録

令和4年9月20日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4. 議案第 63号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 64号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 65号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 66号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 67号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 68号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 69号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 70号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 71号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 72号 令和3年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第 73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第 74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第16. 議案第 75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 17. 議案第 76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 18. 議案第 77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 第 19. 議案第 78号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第 20. 議案第 79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第 21. 議案第 80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 81号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 23. 議案第 82号 字の区域の変更について
- 第 24. 議案第 83号 令和4年度智頭町一般会計補正予算 (第5号)
- 第 25. 陳情について
- 第 26. 発議第 3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安
定を求める意見書の提出について
- 第 27. 発議第 4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出に
ついて
- 第 28. 閉会中の継続調査の申し出
- 第 29. 議員派遣の件

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 第 4. 議案第 63号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 5. 議案第 64号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 6. 議案第 65号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 66号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

- 第 8. 議案第 67号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 68号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 69号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 70号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 71号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 72号 令和3年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第 73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第 74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第16. 議案第 75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17. 議案第 76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18. 議案第 77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19. 議案第 78号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第 79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第21. 議案第 80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第 81号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第23. 議案第 82号 字の区域の変更について
- 第24. 議案第 83号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第25. 陳情について
- 第26. 発議第 3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出について
- 第27. 発議第 4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について
- 第28. 閉会中の継続調査の申し出

第29. 議員派遣の件

1. 会議に出席した議員（11名）

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	5番 宮本 行雄
6番 田中 賢	7番 谷口 翔馬
8番 波多 恵理子	9番 安道 泰治
10番 大河原 昭洋	11番 河村 仁志
12番 谷口 雅人	

1. 会議に欠席した議員（1名）

4番 藤田 浩祐

1. 会議に出席した説明員（15名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	江 口 礼 子
総 務 課 参 事	川 本 均
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子
書 記 葉狩麻早子

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、仲井 茎議員、2番、西尾寿樹議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第62号から日程第14． 議案第73号まで 12案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案を一括して議題とします。

この12議案につきましては、9月7日の本会議において決算特別委員会に付

託しておりますので、審査の結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

11番、河村仁志議員。

○11番（河村仁志） 今定例会において、決算特別委員会に付託された議案について、審査結果を報告します。

9月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案71号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 令和3年度智頭町水道事業会計決算の認定について及び議案第73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定については、9月7日、12日、15日に委員会を、13日、14日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査した結果、妥当なものと認め、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、決算特別委員長に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第62号 令和3年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第63号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5、議案第64号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6、議案第65号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第66号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、議案第67号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9、議案第68号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第69号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11、議案第70号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12、議案第71号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13、議案第72号 令和3年度智頭町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14、議案第73号 令和3年度智頭町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15、議案第74号から日程第23、議案第82号まで 9案
一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算(第4号)から、日程第23、議案第82号 字の区域の変更についての9議案を一括して議題とします。

日程第15、議案第74号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第75号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第76号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第77号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第78号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第79号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第81号 智頭町教育委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第23、議案第82号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第83号

○議長(谷口雅人) 日程第24、議案第83号 令和4年度智頭町一般会計補

正予算（第5号）を議題とします。

町長に提案理由を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第83号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第5号）については、総務費のまちづくり推進費、まちづくり事務費で、国がSDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため創設した広域連携SDGsモデル事業に、本町と静岡県松崎町が連携し、申請した事業が採択されたことに伴い、関係する経費を計上しております。

民生費の生活保護総務費では、電気料金の高騰に伴い、県と協調して実施する生活困窮者に対する光熱費助成に要する経費を措置しています。

農林水産業費の林道費、林道維持管理事業では、8月の降雨により林道牛臥線に土砂が流出したことに伴い、その撤去費用として手数料の増額を措置しています。

教育費の中学校費、中学校教育振興事業では、ちづ温水プールが改修工事で休業となり、保健体育の水泳授業ができないため、他のプール施設を使用することに伴う使用料の増額を措置をしています。

以上、今回の補正予算額は、1,940万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は、67億7,812万5,000円となります。

詳細につきましては、主管課長をもって説明させていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案第83号の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案第83号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） そうしますと、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第83号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第5号）歳入歳出の総額に、1,940万9,000円を増額し、それぞれ67億7,812万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、補正予算書の7ページの総務費のまちづくり推進費、まちづくり事務費で、国がSDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため創設した広域連携SDGsモデル事業に、NPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟している本町と静岡県松崎町が連携し、申請したブロックチェーン技術を活用したデジタル所有権を販売し、関係人口を創出する「日本で最も美しい村デジタル村民の夜明け事業」が採択されたことに伴い、広域連携SDGsモデル事業委託料を措置しています。

民生費の生活保護総務費では、電気料金の高騰に伴い、県と協調して実施する生活困窮者に対する光熱費助成に要する経費を措置しています。

農林水産業費の林道費、林道維持管理事業では、8月の降雨により林道牛臥線に土砂が流出したことに伴い、その撤去費用として手数料の増額を措置しています。

教育費の中学校費、中学校教育振興事業では、ちづ温水プールが空調設備の改修工事で休業となり、保健体育の水泳授業ができなため、若桜町のプール施設を使用することに伴う使用料の増額を措置をしています。

歳入は、6ページのとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） まちづくり推進費の中に、今回補正をされています1,500万円ですけども、先ほど提案理由の説明にありましたように、広域連携のSDGsモデル事業に事業申請をして採択されたということで、たくさんの事業申請の中からチャレンジして採択されたということで、その先進性も含めて高く評価するところでありますけども、これ静岡県の松崎町との連携申請という形でございますけども、今回の財源を見ますと、国県支出金の1,000万円と、それ

から、その他のところに一般財源250万円という構成ですけども、これは事業の立て付けとしては、智頭町が代表して、申請、事業実施主体となり、そして、静岡県松崎町のほうには、分担金を求めるということで、このその他というのが松崎町からの分担金の受入れというふうに理解しますけども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい。そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第25、陳情についてを議題とします。

陳情第13号 陳情 安倍晋三元総理の国葬に反対しますについては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に対する反対者の討論を許します。

10番、大河原議員。

○10番(大河原昭洋) 私は、陳情第13号に反対の立場で討論をします。

私たちは、一国民であり、一人一人が多様な意見があるのは当然のことではありますが、私たちは、智頭町議会に所属する議員でもあります。公的機関の一員として、我々議員は、法律、条例、規則に基づいて日々運営されるものと認識をしております。その議会運営の指針となるものは議員必携であり、その中に、請願・陳情の扱いの記載があります。そこには、願意に妥当性があるか、実現性があるか、何より、自治体や町村議会の権限が及ぶものかという記述があります。さらに、国の権限に関するものは、本町議会の権限外となり、不採択するほかないとも記載されております。

議員必携は、我々議会、議員の行動規範であり、それを順守して運営されるべきものであることから、陳情第13号には反対であることを改めて申し上げ、討論を終わります。

○議長(谷口雅人) 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

8番、波多議員。

○8番(波多恵理子議員) 陳情第13号に賛成の立場で討論します。

私は、陳情趣旨に対して賛同しますので、賛成意見を述べさせていただきます。

まず、国葬の開催について、各報道機関の世論調査によると、半数以上が反対の結果であります。また、国葬が国会で議論されず、国葬をする人の基準がないまま閣議決定が行われたことに対しても、議員として深く疑念があります。また、国葬を国葬儀とし、開催を行う法的根拠もありません。そういったことから、国葬反対の意見書を国に出すことは、地方議会における基準である陳情の願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に属する事

項であるかの項目に対して妥当であると考えます。

国と地方は、主従関係にあらず、対等であります。地方において民意をくみ取り、国に意見を出すことは地方議会の責務だと考えます。

私は、この意見書に対して、地方議会において公益性が認められ、必要と考えられることから、採択されるべきだと考え、賛成といたします。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

9番、安道議員。

○9番（安道泰治） 私は、陳情第13号に対して、反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど反対した同僚議員ほうからも詳しい説明がございましたが、まず、議員必携の中にある請願・陳情の取扱いについて、町村議会の権限の及ばないものに対しては、例えば、国の外交や安全保障に対しては不採択するほかないというふうに明記してございます。私は、それ以上、それ以下でもないと思い、議員として反対いたします。

以上です。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

1番、仲井議員。

○1番（仲井 莖） 陳情第13号について、賛成の立場で討論いたします。

陳情にも書かれているように、安倍元総理の国葬に対し、世論では半数以上の反対の声が上がり、岸田首相による国会での説明も行ってきましたが、むしろ反対が増加するという事態が起こっています。

国会で審議されることもなく、閣議決定で国葬を早急に決めてしまったことに問題があると考えております。そもそも国葬は、明治憲法下において、天皇の勅令である国葬令に基づき行われていましたが、日本国憲法施行の際、不適合なものとして効力が失効しています。個人的に現代社会にはそぐわないと思っております。

いずれにしても、これだけの反対の声が上がっているにもかかわらず、国会で審議されないという事態を、一議員として、大変危惧しております。

以上の理由により、採択されるべきであると私は考え、討論を終わります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

陳情第13号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 2名)

○議長(谷口雅人) 起立少数です。

よって、本案は、不採択とすることに決定しました。

次に、9月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

7番、谷口翔馬議員。

○7番(谷口翔馬) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

9月7日の本会議において付託を受けた陳情について、9月14日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第14号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情は採択、陳情第15号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情は採択、陳情第16号 板井原集落水道施設保護に関する陳情書は採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第14号は採択、陳情第15号は採択、陳情第16号は採

扱です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、安道議員。

○9番(安道泰治) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告いたします。

9月7日の本会議において付託を受けた陳情について、9月13日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第9号 山形地区郷原地内の歩道拡張に関する陳情書は採択、陳情第10号 河津原砂防堰堤設置に関する陳情書は採択、陳情第11号 福原パーキングエリアの整備に関する要望書は趣旨採択、陳情第12号 不動谷線林道の修繕については趣旨採択と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第9号は採択、陳情第10号は採択、陳情第11号は趣旨採択、陳情第12号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第26、発議第3号から日程第27、発議第4号まで 2案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第26、発議第3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出についてから、日程第27、発議第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出についての2議案を一括して議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

日程第26、発議第3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出についての質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、発議第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出

についての質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 閉会中の継続調査の申し出

○議長(谷口雅人) 日程第28、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29. 議員派遣の件

○議長(谷口雅人) 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年9月20日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 仲 井 莖

智頭町議会議員 西 尾 寿 樹